

議 案 第 85 号

松戸市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例の制定
について

松戸市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

道路運送法施行規則の改正に伴い、委員の規定について所要の整備を行うため。

松戸市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例

松戸市福祉有償運送運営協議会条例（平成26年松戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（委員）</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委 <u>嘱し、又は任命する。</u></p> <p>(1) <u>省令第51条の8第1項各号に規定する者</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) <u>本市の職員</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認め る者</u></p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（委員）</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>市長又はその指名する市職員</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) <u>関係団体を代表する者</u></p> <p>(4) <u>関係機関の職員</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認め る者</u></p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。